

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を下記のように改正し、平成14年4月1日から実施する。

記

前文（注1）中「輸出貿易管理令第4条第1項第4号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成8年通商産業省令第16号。以下「核兵器等開発等省令」という。）」を「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号。以下「核兵器等開発等省令」という。）」に、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第6号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める化学に関する研究及び経済産業大臣が告示で定める宇宙に関する研究を定める件（平成12年通商産業省告示第747号）」を「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第6号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究（平成13年経済産業省告示第761号）」に、「輸出貿易管理令別表第3の2の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件（平成12年通商産業省告示第922号）」を「輸出貿易管理令別表第3の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成13年経済産業省告示第758号。以下「告示で定める貨物」という。）」に、「関税法（昭和29年法律第61号）」を「関税法（昭和29年法律第61号）」に改める。

1-1の(1)の文中「（別表第1の1-1に定める商品輸出担当課をいう。以下同じ。）」を削る。

1-1の(2)の(八)の(a)の(注2)の の文中「「輸出貿易管理令別表第3の2の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件」に掲げる貨物（以下「告示で定める貨物」という。）」を「告示で定める貨物」に改める。

1-1の(2)の(八)の(a)の(注2)の を次のように改める。

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同表下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第3号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第3号口の規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

1-1の(2)の(八)の(a)の(注2)中「（「 の項（ ）に掲げる貨物」とは、「 の項（ ）に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの」をいう。以下同様。）」を削る。

1-1の(2)の(八)の(a)の輸出許可申請内容明細書を次のように改める。

輸出許可申請内容明細書

申請日 年 月 日

* 輸出許可又は承認証番号

申請者（記名押印又は署名）

（住所）

担当者（所属部署名）

(氏名) _____
(電話番号) () _____ 内線

1. 申請の理由

今般、弊社は下記のとおり輸出契約を締結しました。当該貨物については、輸出貿易管理令別表第1の 項()に該当しますので輸出(許可・承認)申請書を提出します。

2. 申請の内容

1. 輸出しようとしている貨物名、メーカー名、数量及び価額(附属品等を除く。)				
貨物名	別1	メ-カ-名	数量	価額
(輸出許可・承認申請に係る総価額)				
2. 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合 輸出貿易管理令第4条第1項第3号イの規定に該当 「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」 の次の規定に該当 (第1号、第2号、第3号) 輸出貿易管理令第4条第1項第3号ロの規定に該当				
3. 貨物の輸送ルート(経由地(積替地又は寄港地)を全て記載。) (積出港) (経由地) (最終仕向地及び通関地)				
4. 輸入者の名称、所在地及び概略(事業内容、従業員数等。以下同じ。)				
5. 需要者の名称、所在地及び概略並びに1.で記載した貨物の設置(使用)予定工場等の名称及び所在地				
6. 需要の概要(1.で記載した貨物の使用目的及び使用方法等)				

1 - 1の(7)の(イ)の表中16の項を削る。

4 - 1 - 2の次に次のように加える。

4 - 1 - 3 輸出令第4条第1項第3号の解釈

輸出令第4条第1項第3号の解釈は、次に定めるところにより行う。

「次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき」とは、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第3号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当せず、かつ、輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けなければ、輸出特例になる(外為法第48条第1項の規定の適用はない)というもの。

(1) 輸出令第4条第1項第3号イの解釈

「軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置」は「化学兵器又は生物兵器」を意味する。「これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機」には、大量破壊兵器を運搬する専用のロケット又は無人航空機はもとより、大量破壊兵器を運搬することができる汎用のロケット又は無人航空機も含まれる。

「経済産業省令で定めるとき」とは、核兵器等開発等省令で定める各号の規定をいう。

(2) 輸出令第4条第1項第3号ロの解釈

「通知を受けたとき」は、0 - 2でいう「輸出の時点」までに、経済産業大臣の許可の申請をすべき旨の「通知」が輸出者に到達した場合に、本規定に該当することとなる。

4 - 1 - 4を削る。

別表第1の1 - 2の1 - 2 - 1の文中「第1種一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち

、取扱要領の の - 1の四の1の(1)、(2)、(3)及び(5)の規定に基づき第1種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出」を「第1種一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の の - 1の四の1の(1)、(2)及び(3)の規定中第1種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び(5)の規定に基づき第1種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出」に改め、「第2種一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の の - 2の四の1の(2)、(3)、(4)及び(5)の規定に基づき第2種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出」を「第2種一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の の - 2の四の1の(2)及び(3)の規定中第2種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び(4)の規定に基づき第2種一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出」に改める。

別表第1の別紙の1の(10)及び(11)の文中「(下記の2の(16)に掲げるものを除く。)」を「(下記の2の(17)から(19)までに掲げるものを除く。)」に改める。

別表第1の別紙の1の(注)の 及び の文中「提供されるものに限る。」の次に「ただし、輸出令第4条第1項第3号イ又はロに該当するものを除く。」を加える。

別表第1の別紙の2の(16)を次のように改める。

- (16) 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出であって、輸出令第4条第1項第3号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

別表第1の別紙の2の(16)の次に次のように加える。

- (17) 輸出令別表第1の5から13まで又は15の項の中欄に掲げる貨物のうち、総価額が100万円(輸出令別表第3に掲げる貨物又は輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地とする貨物にあっては、5万円)以下のものを輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第3号イ又はロに該当するもの
- (18) 暗号特例告示で定める貨物のうち、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第3号イ又はロに該当するもの
- (19) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号八に該当するもの(第8条第9号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもののうち、暗号特例告示の第1号のロ及び八の要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。)若しくは輸出令別表第1の9の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第9号に該当するもの(暗号特例告示の第1号のロ及び八の要件に該当するものであって使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものに限る。)のうち、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第3号イ又はロに該当するもの

別表第3の1-5-3を次のように改める。

1-5-3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、かつ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

別表第3の4-3を次のように改める。

4-3 「申請の理由」の欄

欄中の「輸出貿易管理令別表第1の 項()」の空欄には、当該輸出しようとする貨物の輸出令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号を記入する。ただし、同表の16の項の中欄

に掲げる貨物の輸出の場合にあっては、16の項の番号のあとに關稅定率法別表の類の番号（2桁）を括弧書きにて記入すること。又輸出承認を要しない場合には「輸出（許可・承認）申請書」の承認を＝で消す。

なお、輸出令第4条第1項第4号又は第5号の括弧書きの規定により、第4号又は第5号に基づく特例の対象とならない場合には、その旨を記述すること。

（例）「輸出貿易管理令別表第1の16の項（第72類）」

別表第3の4-4-1の（2）を次のように改める。

（2）「別1」の欄

当該貨物が該当する輸出令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条項号等番号を貨物ごとに記載すること。

ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出にあっては、16の項の番号のあとに關稅定率法別表の類の番号（2桁）を括弧書きにて記載すること。

（例）16（第72類）

別表第3の4-4-2を次のように改める。

4-4-2 「輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合」の欄

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令第4条第1項第3号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたときは、該当する欄にレ印を記入のこと。輸出令第4条第1項第3号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当せず、かつ、輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けていなければ輸出許可申請不要。

[記載例]を次のように改める。

[記載例]

輸出許可申請内容明細書

申請日 年 月 日

* 輸出許可又は承認証番号

申請者（記名押印又は署名）

（住所）

担当者（所属部署名）

（氏名）

（電話番号）（ ） 内線

1. 申請の理由

今般、弊社は下記のとおり輸出契約を締結しました。当該貨物については、輸出貿易管理令別表第1の2の項（12）及び6の項（2）に該当しますので輸出（許可・承認）申請書を提出します。

2. 申請の内容

1. 輸出しようとしている貨物名、メーカー名、数量及び価額（附属品等を除く。）				
貨物名	別 1	メーカー名	数量	価 額
(MODEL:ABC-123)	2-12	機械(株)	1 SET	US\$300,000.00
SYSTEM	1条14号イ			
(TYPE:METI555)	6-2	(株) 製作所	1 SET	US\$100,000.00
	5条2号イ			
(輸出許可・承認申請に係る総価額)				US\$400,000.00

2. 輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合

輸出貿易管理令第4条第1項第3号イの規定に該当
「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」

の次の規定に該当

(第 1 号、 第 2 号、 第 3 号)

輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第 3 号口の規定に該当

3 . 貨物の輸送ルート (経由地 (積替地又は寄港地) を全て記載。)
(積出港) (経由地) (最終仕向地及び通関地)
の貨物 成田 (航空機) Direct JAKARTA/INDONESIA
の貨物 横浜 (船) HONG KONG JAKARTA/INDONESIA

4 . 輸入者の名称、所在地及び概略 (事業内容、従業員数等。以下同じ。)
買主 (名称) INDUSTRIAL TRADING CORP.
(所在地) HONG KONG
(概 略) 一般工作機械輸入、販売業務
・従業員数40人・日本資本51% (社長は日本人) ・資本金は 1 億円
荷受人 (名称) DEVELOPMENT CORP.
(所在地) , JAKARTA, INDONESIA
(概 略) 一般工作機械組立、販売及びアフターサービス業務
・従業員数30人・資本金 US\$200,000

5 . 需要者の名称、所在地及び概略並びに 1 . で記載した貨物の設置 (使用) 予定工場等の名称及び所在地
(名称) MANUFACTURING CO., LTD
(所在地) , JAKARTA, INDONESIA
(概 略) 金属加工、金型製造 (日本国 社から技術導入)
・従業員数150人・資本金 US\$500,000
(設置場所) 本社工場 (, JAKARTA, INDONESIA)

6 . 需要の概要 (1 . で記載した貨物の使用目的及び使用方法等)
及び の貨物を 5 . 需要者の本社工場で設置した後、同工場にて携帯電話用の金型の加工に使用する。